

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月26日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第38号

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例（平成18年鳥取市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「鳥取市吉方温泉三丁目」の次に「及び鳥取市西町二丁目」を加える。

第3条に次の1号を加える。

(5) 鳥取市文化センターサテライトオフィス（以下「サテライトオフィス」という。）

第4条に次の1項を加える。

5 サテライトオフィスは、生涯学習活動、文化活動その他自主的な活動の場の提供を行う。

第7条第1号中「及び第4項各号」を「、第4項各号及び第5項」に改める。

第11条第1項中「又は別表第2」を「、別表第2又は別表第3」に改める。

別表第1会議室3の項中「350円」を「290円」に改め、同項の次に次のように加える。

会議室4	1時間につき350円
------	------------

会議室 5	1 時間につき 5 2 0 円
多目的室	1 時間につき 6 8 0 円

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3 (第 1 1 条関係)

サテライトオフィス利用料金

区分	金額
会議室 1	1 時間につき 2 1 0 円
会議室 2	1 時間につき 2 0 0 円
会議室 3	1 時間につき 3 1 0 円
会議室 4	1 時間につき 2 5 0 円
和室	1 時間につき 3 1 0 円
調理室	1 時間につき 6 7 0 円
託児室	1 時間につき 1 9 0 円
備考	
1 1 時間未満は、1 時間とする。	
2 営利目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額（以下この表において「基本利用料金」という。）の 1 0 割増の額とする。	
3 冷暖房設備の利用料金は基本利用料金の 5 割の額とする。	
4 附属設備等の利用料金は、別に規則で定める額とする。	
5 この表の規定により計算して得た額に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用の許可の申請その他鳥取市文化センターの事業の実施について必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。